

岩手県告示第853号の2

家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和38年岩手県規則第45号）第2条の規定により、家畜及びその死体、県内の区域並びに豚熱の病原体をひろげるおそれがある物品を次のとおり指定する。

令和3年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 家畜

豚及びいのしし

2 県内の区域

別図のとおり。

3 豚熱の病原体をひろげるおそれがある物品

- (1) 肉、原皮、精液、生乳、血液、血粉、骨、毛、蹄、<sup>てい</sup> <sup>けん</sup>、臓器及びふん尿
- (2) 飼料、飼料袋及び飼料槽等の飼養管理器具並びに敷料
- (3) (1)に掲げる物品の運送に使用する容器及び包装資材

備考 「別図」は、省略し、岩手県農林水産部畜産課に備えておいて縦覧に供する。